

平成25年（行ウ）第708号

文書不開示決定処分取消等請求事件

原告 和田 千代子

被告 国（行政処分庁：防衛大臣）

陳 述 書

2014年12月25日

東京地方裁判所民事第51部1C係 御中

原 告 和 田 千 代 子

1 私は、本年9月、防衛省の情報公開室から、『衛生学校記事』が見つかりました、保有しているのに不開示としたことを謝罪しますと、電話を貰いました。しかし、肝心の第一期の『衛生学校記事』がまだ14点も見つかっていません。

2 今回、見つかった経緯に関する被告の準備書面（3）を読みますと、開示請求時や異議申立て時に防衛医科大学校の図書館を調査していなかったとのことですが、『衛生学校記事』には生物戦（細菌戦）の攻撃と防御に対する研究論文が多数掲載されていることから、保管している可能性が高い所を調べずに、いったいどこを調査していたのか疑問に思いました。

裁判を起こして、本年7月の書面で、「金原節三先生資料目録」（甲9）には、金原節三氏が衛生学校に2000点を超える蔵書を寄贈し、その中に『衛生学校記事』が多数あること、「発刊の辞」には、「衛生学校」内に

「金原文庫」を設立（昭和５７年４月開館予定）し「末永く保存する所存」だと記載されていることを指摘

しことから、裁判長の指示で初めて調べたというものです。

従前は、「総務課、教務課、病院庶務課及び図書館の事務室について」だけ調べたということですが、ないと分かっているような所に限定してしか調べなかったのかなと疑問が拡がりました。防衛省には隠蔽体質があるのではないかと思いました。

３ 開示請求時や異議申立て時にどこを調べたのか明らかにして下さい。

被告国は、「陸上自衛隊の関係部局の事務室内、書庫」を調べたと書いていますが、具体的にはどこの部局でどういう場所を調査したのか教えて下さい。

被告国は、防衛医科大学校の図書館で『衛生学校記事』が一部発見された後、「省内全ての文書管理者５２０３名（乙第９号証）を対象として文書探索を実施した」ということですが、開示請求時には文書管理者５２０３名の何人をお願いしていたのでしょうか。また、「省内全ての文書管理者５２０３名（乙第９号証）を対象と」した調査は、図書館・図書室はすべて含まれているのでしょうか。どこを調べたのか開示請求者である私たち市民にも分かるように説明して下さい。

４ 今回発見された一番のきっかけになった「金原節三先生資料目録」（甲９）の「発刊の辞」には、「衛生学校」内に「金原文庫」を設立（昭和５７年４月開館予定）し「末永く保存する所存」だと衛生学校長が書いているわけですから、当然、「陸上自衛隊記録文書保存規則」に則って処理されていると思います。私は郵便局に勤務していましたが、日本の役所は規則をしっかりと守っている所ですから、当然、記録はあるはずです。「部外秘」として秘密指定し管理していた大事な文書をいつ保管したか破棄したかまで分から

なくなるはずはありません。

この点についても、衛生学校の記録保管についてあいまいなままです。衛生学校内は、いったいどこを調査し、どこを調査していないのか説明して下さい。

5 最後に、防衛省は、もう一度調べ直して下さい。

防衛省の情報公開室の担当者は電話で謝罪しますとおっしゃったのですから、発見できなかった経過を詳しく教えて下さると同時に、まだ調べていないところを調べて下さい。

必ず発見されると思います。

多くの市民は、特定秘密保護法が施行され、国の情報隠しが広がるのではないかと心配しています。昨日の東京新聞にも、「731部隊めぐり情報公開求める女性」「『戦争史実埋もれる』国家の秘無期限ヒミツ」「国今より消極的に…危惧」との見出しで、本件の『衛生学校記事』情報公開裁判に関する記事が大きく掲載されました。別紙に添付いたします。

本件裁判は、市民の関心が高いので、しっかりとした審理をお願いします。

以 上